

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

制 定 平成21年8月31日 公示第51号
一部改正 平成22年12月7日 公示第53号
一部改正 平成23年3月29日 公示第32号
一部改正 平成28年9月1日 公示第69号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月17日付け沖縄総合事務局長公示第6号。以下「運賃制度」という。）の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年8月31日

内閣府沖縄総合事務局長
竹澤正明

記

適用地域 : }
車種区分 : } 別表のとおりとする。
区分の基準 :

附 則

本公示は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

本公示は、平成22年12月7日から適用する。

附 則

本公示は、平成23年3月29日から適用する。

附 則

本公示は、沖縄県本島地区は平成28年11月1日から、沖縄県離島地区は平成28年10月1日から適用する。

適用地域： 沖縄県本島地区
 沖縄県離島地区

車種区分	自動車の大きさ等
特 定 大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。</p>
大型車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員7名以上のもの。</p>
普通車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6名以下のもの及び小型自動車で乗車定員6名以下のもの。 普通自動車及び小型自動車のうち身体障害者輸送車であって乗車定員6名以下のもの及び道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）で福祉輸送事業のみに使用するもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
備 考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p>